

事 務 連 絡  
令和 6 年 3 月 2 7 日

指定通所リハビリテーション事業所 管理者 殿

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長  
西川 篤史

## 令和 6 年度の事業所規模による区分の取扱いについて（通知）

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分の取扱いについては、平成 1 2 年厚生省告示第 1 9 号及び平成 2 7 年厚生労働省告示第 9 6 号に基づき、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成 1 2 年 3 月 1 日老企第 3 6 号）においてその具体的な取扱いについて示されているところです。令和 6 年度も引き続き事業を実施する事業所は、下記により、事業所規模区分が変更になるか御確認いただき、変更になる事業所におかれましては、必要書類を御提出ください。

なお、提出に際しては、別紙 2「事業所規模区分の変更と書類提出についての対応表」及び別紙 3「令和 6 年 6 月 1 日からの事業所規模区分の変更との対応表」も併せて御確認ください。

### 記

#### 1 事業所規模区分の確認【全事業所対象】

令和 6 年度の事業所規模については、令和 5 年度実績に基づき決定されるため、別紙 1「平均利用延人員数を計算するにあたっての注意事項」をよく御理解いただいた上で、別添参考様式「令和 6 年度における通所リハビリテーション費の算定区分の確認について」により平均利用延人員数を計算し、いずれの規模区分に該当するか必ず確認してください。

なお、計算にあたって、新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱い（第 2 報等）により、短時間の「居宅訪問サービス」又は「電話による安否確認サービス」を提供し介護報酬を算定した場合（※）は、算定した区分の利用者数として算入してください。

※ 提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分を算定する。ただし、サービス提供時間が短時間（通所リハビリテーションであれば 1 時間未満）の場合は、サービスの最長時間の報酬区分（通所リハビリテーションであれば 1 時間以上 2 時間未満の報酬区分）で算定する。

## 2 規模区分変更に係る必要書類の提出

### 「1 事業所規模区分の確認」の計算の結果

- ・規模区分に変更がない事業所は提出不要です。
- ・詳細は別紙2「事業所規模区分の変更と書類提出についての対応表」を御参照ください。

#### (1) 提出書類

- ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・介護予防サービス）
- ウ 事業所規模算出の計算根拠書類（当該通知に添付した参考様式等）

#### (2) 提出期限

**令和6年4月15日（月曜日）必着**

## 3 令和6年6月1日からの報酬区分について【大規模事業所のみ対象】

・令和6年6月1日から、大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価が行われ、通常規模型通所リハビリテーション費の算定が可能となります。

- a 利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の割合が80%以上であること。
- b 専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

・上記の要件を満たす事業所については、令和6年6月1日からの算定に伴い、以下の書類を提出して下さい。

- ・詳細は別紙3「令和6年6月1日からの事業所規模区分の変更との対応表」を御参照ください。

#### (1) 提出書類

- ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・介護予防サービス）  
※「施設等の区分」で「大規模の事業所(特例)」を選択してください。

#### (2) 提出期日

**令和6年5月15日（水曜日）（必着）**

#### 4 その他

##### (1) 提出方法

###### ア 電子データの場合

以下 URL 又は二次元コードよりご提出ください。

※ペーパーレス推進の観点から、積極的にご活用いただけると幸いです。



<https://80ca9d38.form.kintoneapp.com/public/ef000006b275386cbd1507e31c6bfe2078ceebf8b017c1091673f57cff507a62>

###### イ 郵送の場合

以下宛先へ郵送して下さい。

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

〒163-0718 東京都新宿区西新宿 2-7-1 新宿第一生命ビルディング 18 階

##### (2) 提出書類の掲載ホームページ

提出に必要な書類については、東京都のホームページ（東京都介護サービス情報）よりダウンロードすることができます。

##### 【病院又は診療所における通所リハビリテーション】

###### ・事業所規模による区分について

東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等 > 7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（病院、診療所のみ）

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/7\\_tuuriha.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuuriha.html)

(担当)

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当

電話：03-5320-4274（直通）